國學院大學法学会主催

法学部学生懸賞論文

募集要項

- ■応募資格 本学法学部に所属する学生
- ■論文テーマ 法律学・政治学に関係するもの

■応募条件

- (1) 論文は、「日本語」で書かれたものとします。
- (2) 応募は、 | 人 | 編(共同執筆も可) とします。
- (3) 応募論文は、未発表のものに限ります。ゼミ論文として作成した論文も応募できます。<u>ただし、</u> 政治専攻のスタディ・ペーパーで作成した論文は応募できません。

■執筆要領

- (1) 原稿は必ずワープロソフトを使用して作成してください。 書式は以下の通りです。
 - ・横書き、A4 用紙、40 字×30 行で作成してください。
 - ・枚数は、本文 10 枚 (12000 字・脚注も含む) 以上、40 枚 (48000 字・脚注も含む) 以下 とします。
 - ・本文の前に題目・氏名を明記し、目次を付けてください(題目・氏名・目次は字数に含めません)。
 - ・本文下部(フッター)にページ番号を付してください。ページ番号には、アラビア数字(1,2,3...)を用いて下さい。
 - ・脚注はページごとに記載して下さい。文末脚注は使用しないで下さい。脚注記号には、アラビア数字(1,2,3...)を用いて下さい。
 - ・図表・写真等を用いても構いませんが、上記書式に収まるようにしてください。
 - ・執筆に際しては、段落の冒頭をI字下げるなど、作文の基本的なルールを守ってください。
- (2) 著書や新聞、雑誌等の文献から引用した場合および発想を転用した場合は、脚注に出典(著者名・タイトル・発行所名・発行年月等)を明記してください。また、ホームページ上の資料を利用した場合は、URL とアクセスした日付を脚注に明記してください。なお、引用・出典表示の方法には、分野ごとに(さらにはその分野の中でも)様々な方法があります。自分の専門とする

分野の引用・出典方法を参考にして論文を作成してください。法律系論文の執筆要領と脚注のつけ方を、別紙<論文執筆に際しての注意事項>に示しますので、参照してください。

- (3) 原稿とは別に、所定の書式の「受付票」と「論文の概要」(800~1000 字程度)を記入・作成して、提出してください。受付票および概要のファイルは、法学会のホームページからダウンロードできます。
- ■応募期限 2023年 | 月23日(月) 午後3時まで

■提出方法

下記①~③のファイルを、法学会懸賞論文窓口(law-kensyo@kokugakuin.ac.jp)まで、電子メールに添付して提出してください。

- ①論文原稿(Word 形式)…ファイル名を「(氏名)・本文」として下さい。
- ②論文概要(所定フォーマット・Word 形式)…ファイル名を「(氏名)・概要」として下さい。
- ③受付票(所定フォーマット・Word 形式)・・・ファイル名を「(氏名)・受付票」としてください。 *受付票と論文概要のフォーマットは、法学会のホームページからダウンロードできます。 *提出後に受付確認のメールを送信しますので、必ず受信を確認してください。

■注意事項

- *論文原稿は、各自でバックアップを保管しておいてください。
- *受付票に連絡先(最も連絡のつきやすい電話の番号〈携帯電話など〉とメールアドレス)を忘れずに記入してください。
- *政治専攻の学生でスタディ・ペーパーを執筆している者は、その題目も届けてください。
- ■問い合わせ先 法学会懸賞論文窓口(law-kensyo@kokugakuin.ac.jp)
 - *問い合わせは電子メールでのみお受けします。
- *題名を「法学会懸賞論文についての問い合わせ」とし、本文中に学籍番号と氏名を明記してお送り下さい。

■発表

2023 年 2 月中旬に入賞者を構内掲示板およびホームページ上で発表するとともに,入賞者には個別に連絡します。

※応募論文のうち予備審査を通過したものについては、コメントと評価を付した上で返却します。
※審査に関する問い合わせには応じられません。

■賞

(受賞者数は目安です)

※2023 年 3 月 3 日(金)に表彰式と講評を行います。また、入賞者の作品をまとめた小冊子を 作成する予定です。

※予備審査を通過した論文には奨励賞(3000円分相当の図書カード)を、その他の応募論文には参加賞(1000円分の図書カード)を差し上げます。

■審査員 本学法学部専任教員

別紙:論文執筆に際しての注意事項

【本文執筆について】

本文執筆に際しては、以下の基準を満たすようにしてください

- 1. 問題設定:問題状況が明確に示されている、問題意識が明快である、など。
- 2. 文献・資料:十分な数の文献が参照されている、文献・資料の引用方法が適切である、など。
- 3. 構成・結論:論文全体の構成は適切である、問題設定に対応した結論が述べられている、など
- 4. 論述: 文献・資料に基づいて論理的に記述されている、基礎的な論述作法が備わっている、正しい日本語が用いられている、など。

【脚注について】

脚注については、以下の点を守るようにしてください。

- I. 脚注はページ毎に記載し(文末脚注を用いない)、記号は I, 2, 3... とアラビア数字を用いること。
- 2. 判例を引用する場合、あるいは文献に載っていた他者の意見を紹介する場合には、必ず参考にした文献を、下記3に従って、その都度明示すること。判例については、判決年月日のみならず、 出典(掲載雑誌等)を明示すること。
- 3. 本を引用する場合には、著者、タイトル・版(二重カギカッコで括る)、出版社・出版年(カッコで括る)、引用ページを明記すること。
- 4. 雑誌を引用する場合には、著者、タイトル(カギカッコで括る)、雑誌名、号数、出版年(カッコで括る)、引用ページを明記すること。
- 5. ホームページを引用する場合には、ホームページの表題、URL、最終アクセス日時を明記する こと。
- 6. 脚注機能の使い方が分からない場合には、Word の説明を熟読すること。
- *上記の注意事項を実際に使った場合の具体例を、次ページの「論文形式のサンプル」に示しておきましたので、参考にして下さい。

<論文形式のサンプル>

土地区画整理事業と抗告訴訟

國學院大学法学部 学籍番号〇〇〇 氏名〇〇〇〇

目次

1.	はじめに	1
2.	土地区画整理事業の概要	2
3.	権利救済手段のあり方	3
4.	本判決の概要	5
5.	今後の問題	6
6.	行政実務への影響	7

1. はじめに

行政法の研究者にとって、「青写真」判決・と言えば、最も重要であると同時に、最も評判の悪い判決でもあった。言わば、権利救済に冷淡な最高裁判決のシンボル的存在であったと言っても過言ではない。 判決が出されてから 42 年余りの間、少なからずその問題点が指摘されていたが、司法制度改革の荒波に耐え切れなくなったためであろうか、ようやく最高裁大法廷も重い腰を上げることになった。 すなわち、平成 20 年 9 月 10 日の判決・(以下「本判決」と略する)において、大法廷は「青写真」判決を変更して、土地区画整理事業の事業計画決定に対する取消訴訟の提起を認めたのである。

当然のことであるが、区画整理事業の利害関係者にとっては、早期の権利救済の道が開かれるという意味で、本判決は福音になると考えられる。逆に、「青写真」判決の傘によって保護されてきた施行者(市町村・都道府県等)にとっては、訴訟リスクが更に拡大するという意味で、本判決は新たな頭痛の種になるかもしれない。

実際、平成 16 年の統計では、地方自治体を施行者とする事業のうち、施行中のものは 800 近くに及ぶことから3、今後、事業計画決定の取消を求めて相当数の訴訟が提起されることが予想される。施行中の事業を抱える自治体では、訴訟において事業の適法性をこれまで以上に説得的に論証することが求められることになるだろう。

 1 いわゆる「青写真判決」とは、最高裁大法廷昭和 41 年 2 月 23 日判決・民集 20 巻 2 号 271 頁(区画整理事業設計等無効確認請求事件)を指す。

² 判例時報 2020 号 18 頁、民集 62 巻 8 号 2029 頁。この判決の評釈として、藤巻秀夫「土地区画整理事業計画の決定と抗告訴訟」札幌法学 20 巻 1=2 号(2003 年) 113 頁以下がある。また、増田稔「行政計画と行政処分性」藤山=村田編『新・裁判実務体系 25 行政争訟[改訂版]』青林書院 2012 年 146-157 頁

³ 社団法人街づくり区画整理協会の HP(https://www.ur-lr.or.jp/outline/history.html#01) を参照(最終閲覧日 2022 年 5 月 13 日)。